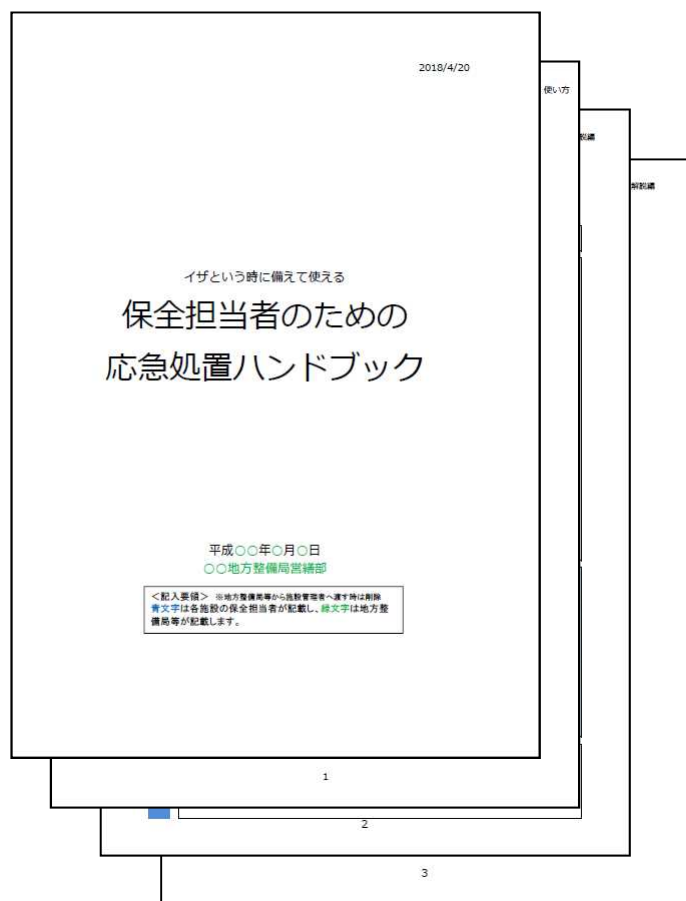


保全担当者のための応急処置ハンドブック

保全担当者のための応急処置ハンドブックとは？

事故・災害の発生直後に、保全担当者が自ら行うことができることを想定した事象ごとの一般的な応急処置の方法について、紹介した資料。



目次		目次
1	ハンドブックの使い方	1 ページ
	<解説編>	2 ページ
2	事象ごとの応急処置	
	停電 が起きた場合は？	4 ページ
	漏水 が起きた場合は？	6 ページ
	浸水 が起きた場合は？	8 ページ
	断水 が起きた場合は？	10 ページ
	落下 が起きた場合は？	12 ページ
3	用語の解説 (カテゴリ別)	14 ページ
4	施設概要写真	
	建築外部	16 ページ
	建築内部	16 ページ
	電気設備	17 ページ
	機械設備	17 ページ

使用方法

応急処置
の具体例

用語解説

施設概要
写真

応急処置ハンドブックの使用に関して

様々な官庁施設でご利用いただけるように、3,000㎡程度の標準的・平均的な設備・仕様の庁舎を対象に解説しています。
施設の現況に合わせてカスタマイズして使用して頂くことができます。

事象の
部位や
範囲の
確認等
フロー

応急処置
の方法等

連絡先

落下 がおきた時にするコト

基本 落下物の状況確認

人対被害の有無を確認して、人命最優先の対応をしてください。※必要に応じて警察・消防・救急へ連絡
落下物の状況を確認して、応急処置をしてください。
大昔い地震により外壁等が落下した場合は、被害の安全を確認してください。
安全な落下物の撤去があるので、落下する恐れがある範囲に人を近づけないようにしてください。

落下物は何ですか？

外壁仕上げ (タイル等) 外部構具 (窓等) 内部仕上げ (天井等)	施設	空調機器 照明器具 指示標識 その他 設備機器
--	----	----------------------------------

※さらなる落下物の危険がある場合はその範囲を確認する。
※落下物が下層物である場合は、警察などに連絡する。

電源供給元のブレーカー位置が判明していますか？

どこで発生していますか？

建物出入口や歩行専用通路付近
その他の箇所

※処置① ※処置② ※処置③ ※処置④ ※処置⑤

※連絡先①または※連絡先②へ処置を依頼

安全確保に必要な応急処置の方法

※処置①
道路を閉鎖するとともに安全通路を確保し誘導する。
※処置②
カラーコーン、立ち止まり看板や結線、ロープ等を用いて落下物の恐れがある範囲の立ち入り禁止処置をする。
※処置③
安全上支障のない場所へ落下物を移動する。
・移動が難しいなどの場合はビニールシート等で落下物を覆う。
※処置④
電源供給元のブレーカーをOFFにする。
※災害危険度の大きい壁面及びその範囲については次ページを参照してください。
※対応等が困難な場合は※連絡先①に連絡する。

※連絡先①：専門業者に調査・修繕・撤去等を依頼する。
〇〇工務店 (〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇) 電話 (XX) XXX-XXXX-XXXX 建築工事受注係又はメンテナンス係者を記入
※連絡先②：専門業者に調査・修繕・撤去等を依頼する。
〇〇設備 (〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇) 電話 (XX) XXX-XXXX-XXXX 設備工事受注係又はメンテナンス係者を記入
※連絡先③：〇〇市の危機管理課などに相談してください。
〇〇市危機管理課 (〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇) 電話 (XX) XXX-XXXX-XXXX メール: o.o.o.o.o.o.o.o.jp

12

応急処置
確認箇所
の写真例

応急処置
の方法
(解説)

応急処置

落下した外壁タイル
落下した部
落下した天井材
外壁面設置の空調室外機等
外部設置のスピーカー

落下物の移動が難しい場合はビニールなどで覆う。カラーコーン、ロープ、看板や結線等を用いて立ち入り禁止処置を行う。

庁舎出入口の内・外壁をカラーコーン等で覆い結線処置を行う。

路上は警や道路利用禁止、安全通路への誘導看板や結線等を設置する。

※災害危険度の大きい壁面及びその範囲

災害危険度の大きい壁面 (高いグレイの範囲) に割傷の恐れが確認され、高さ2分の1の範囲 (水色の範囲) に歩行専用通路等がある場合には、歩行専用通路等のための立ち入り禁止処置等の対応を実施する必要があります。

壁面により危険度が緩和される範囲
窓枠により危険度が緩和される範囲
部分の壁がメンテナンス枠以外「立ち止まり」の場合、壁面は目録上の危険度が緩和される範囲

災害危険度の大きい範囲 (赤) 参照し、部分の壁がメンテナンス枠以外「立ち止まり」の場合、壁面は目録上の危険度が緩和される範囲

落下物の入り口が侵入できない範囲

高さ2分の1の範囲 (水色) 参照し、部分の壁がメンテナンス枠以外「立ち止まり」の場合、壁面は目録上の危険度が緩和される範囲

出典：東北地方整備局「保安ニュース」および「建築物の移りしず」 外壁の修繕より

13

連絡先を記載しておきましょう

青字部分に調査・作業・修理依頼などをする際の、専門業者などの連絡先を、予め記入しておきましょう。

相談	☎ 連絡先②エレベーター保守業者に連絡する。	電気錠、太陽光発電装置> ・対応等お困りの場合は☎ 連絡先③に連絡する。
	☎ 連絡先①：電気供給事業者を確認する。 〇〇電力（〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇）電話（XX）XXX-XXXX	
	☎ 連絡先②：専門業者に調査・修理を依頼する。 調査依頼先：電気保安委託先（〇〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇）電話（XX）XXX-XXXX 調査依頼先：〇〇エレベーター（〇〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇）電話（XX）XXX-XXXX←メンテナンス業者を記入 修理委託先：〇〇電気工事（〇〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇）電話（XX）XXX-XXXX←工事受注者を記入	

いつでも確認できる所に置いておきましょう

棚の奥にしまって、いざというときにすぐ確認できなければ、意味がありません。いつでも確認できる所に置いておきましょう。